

# 千駄谷小学校 P T A 規約

## 第1条 (名称)

本会は千駄谷小学校 P T A という。

## 第1条の2 (設立年月日)

本会は平成8年4月1日に設立した。

## 第1条の3 (住所)

本会の所在地は東京都渋谷区千駄ヶ谷 2-4-1 (千駄谷小学校内) とする。

2 本会の事務所は所在地と同一の場所に置く。

## 第2条 (目的)

本会は会員相互の協力により、子どもの学びと幸福な成長発達をたすけ、また相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 (性格)

本会は自主独立の団体として他のいかなる団体・機関の支配も受けない。また学校管理運営には干渉しない。

## 第4条 (会員)

本会の会員は千駄谷小学校在籍児童の保護者及び同校所属の教職員とする。

## 第5条 (会計)

本会の経費は会費及びその他の収入でまかない、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

2 会費は児童一人当たりとし、その月額は総会で決める。保護者会員にあつては在籍児童人数分を、教職員会員にあつては児童一人分相当額を納入する。

3 会計は総会で議決された予算に基づいて処理する。但しやむを得ない場合は、役員会の議を経て支出の変更を行なうことができる。

## 第6条 (役員)

本会に設置する役員とその任務は、次の通りとする。

(1) 会長：1名(保護者)。会の代表。会務の総括、総会・運営委員会・役員会の招集

(2) 副会長：若干名(保護者2名以上、教職員1名(副校長))。会の副代表。会長の補佐、会長不在時の代理、会務全般の連絡と調整、他の役員に属さないその他の業務。

(3) 書記：2名(保護者)。会務の記録、総会資料の作成、備品消耗品の管理。校庭開放関連業務

(4) 会計：2名(保護者)。予算の立案、決算の処理、その他会計の事務

2 役員任期は1年とし、再任できるものとする。保護者役員の再任にあつては、前年度に開催される運営委員会にて承認されることを条件とする。

3 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の指名をもって補充し、任期はその残存期間とする。

## 第7条 (会計監査)

本会に設置する会計監査は、保護者2名、教職員1名(教務主任等)で組織し、年1回(年度末)会計の監査を行う。

2 会計監査の任期については、第6条第2項に準じる。

## 第8条 (校長)

千駄谷小学校校長は P T A の全ての集会に出席して意見を述べることができる。

## 第9条 (会議)

本会の事業を運営するため、次の会議体を置く。

(1) 総会

- (ア) 定期総会：年 1 回、年度始めより 3 ヶ月以内に開催し、前年度各部活動報告、前年度決算報告及び承認、並びに当該年度各部事業計画、当該年度予算案の審議及び決定。当該年度新役員及び会計監査の選任などを行う。
  - (イ) 臨時総会：運営委員会が必要と認めた場合、または会員世帯数の 1/6 以上の要求があった場合に、会長が招集し、開催する。
  - (ウ) 総会の告示  
総会の日時・場所・議題は、5日以上前に文書をもって告示しなければならない。
  - (I) 総会の議決  
定足数は会員世帯の 1/6 とする。委任状をもって他に委任した者は、出席者とみなし、過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の票によって決する。
- (2) 運営委員会
- (ア) 組織：本委員会の構成員は、次の通りとする。
    - a) 第6条に定める役員
    - b) 第10条に定める学年部
    - c) 第10条に定める広報部及び校外部の正副部長
    - d) 教職員（生活指導主任等）
    - e) その他、必要に応じ、特別委員会の正副委員長
  - (イ) 任務：本委員会の任務は、次の通りとする。
    - a) 総会への審議の立案
    - b) 役員及び会計監査の暫定選任
    - c) 第6条第3項及び第11条第2項並びに千駄谷小学校 P T A 細則に定める事項
- (3) 役員会
- (ア) 組織：本役員会は本会役員により構成される
  - (イ) 任務：本役員会の任務は、次の通りとする。
    - a) 会の運営上の事項の審議及び実施

#### 第 1 0 条（部会）

本会の事業を運営するために設置する部とその役割は、次の通りとする。

- (1) 学年部：各学年より保護者2名以上。各学年・学級の連絡、会員相互の理解を深め、教養を高める活動の実施
  - (2) 広報部：保護者若干名。広報活動の実施
  - (3) 校外部：保護者若干名。児童の校外生活の指導、地域社会との連絡・調整、近隣交通安全の保守
- 2 各部は部員の互選により正副部長を定める。  
3 正副部長の任期は1年とし、再任できるものとする。

#### 第 1 1 条（特別委員会）

特別委員会として、選考委員会を設置する。選考委員会の構成及び選出方法については、別に定める。

2 本会の事業を運営するため、運営委員会が必要と認めた場合は、同委員会の承認に基づき、その他の特別委員会を置くことができる。

#### 第 1 2 条（役員・会計監査の選出）

役員及び会計監査の選出は、以下の手続きに則って行われる

- (1) 選出方法  
役員及び会計監査の候補者は、選考委員会が推薦する。
- (2) 選任方法  
候補者は、前年度に開催される運営委員会の議を経て暫定選任され、当該年度定期総会において正式選任される。

#### 第 1 3 条（サークルの設置）

会員は総会の承認を経て、第 2 条、第 3 条に基づいたサークルを設置することができる。サークルの運営は会員の合議で行われるものとし、活動計画については総会の承認を受ける。

#### 第 1 4 条（細則）

本会の運営に必要な細則は、運営委員会の議を経て定める。

#### 第15条（慶弔規定）

慶弔規定に関しては、別に内規を定める。

#### 第16条（規約の改正）

本規約は、総会で出席者の2/3以上の賛成をもって改正することができる。

#### 第17条（予備費の活用）

予備費を活用する際は、予算案を明確にし、定期総会又は臨時総会にて審議決定する。

#### 第18条（個人情報規定）

本会は、個人情報に関する法令などを遵守するとともに、取得・保持する個人情報については、PTA規約及び細則に記載された目的と活動のためにのみ使用する。

2 本会が個人情報を取扱う場合は、次の通りとする。

- (1) 本会が個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。
- (2) 本会が取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。但し、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りでない。
- (3) 本会は、本会が取扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

令和4年6月8日改正

令和4年6月8日施行

令和8年1月27日改定

令和8年1月27日施行